

旅券(パスポート)申請のご案内 (令和5年10月1日)

茨城県内で申請できるのは、**県内に住民登録(住民票)**のある方です。

- 申請・受領は**住民登録のある市町村の窓口**です。県や他の市町村での申請・受領はできません。
 - 申請受付・交付時間、取扱い窓口については、各市町村にお問い合わせください。
 - ※県内に住民登録はないが、単身赴任や学生等で県内に居住している方で、居住地を確認できる場合には、お住まいの市町村で申請・受領(居所申請)ができる場合がありますので、各窓口にお問い合わせください。
- パスポートの**受領は、申請日から数えて8日目以降**です(土・日曜、祝・休日、年末年始の閉庁日は日数に含めません)。
- 海外への渡航が決まったら、渡航先国への入国に必要な残存有効期間等をご確認のうえ、必要な場合お早めに申請してください。また、各国の駐日大使館等での査証(ビザ)等申請・受領には一定の日数が必要ですので、ご注意ください。
 - ※入国に必要な残存有効期間の日数や査証の手続き等については、渡航先国の駐日大使館にお問い合わせください。

申請に必要な書類等 (主な申請の場合)

申請の区分 必要書類	新規申請 (初めて、期限切れ等で失効済み)	有効期間が残っている場合の申請			
		有効期間残1年未満での新規申請 (氏名、本籍の都道府県名の変更なし)	氏名、本籍の都道府県名が変わった場合		査証欄に余白がないとき
			新規申請	残存有効期間同一旅券 (注3及び4参照)	
申請書 1通	○	○	○	○	○
戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 (提出の日前6ヶ月以内に作成されたもの) * 戸籍抄本(個人事項証明書)は不可	○	原則不要 (注2参照)	○	○	原則不要 (注2参照)
写真 1枚 (提出の日前6ヶ月以内に撮影したもの) * 3ページを必ずご覧ください。	○	○	○	○	○
申請者本人を確認できる書類 (有効なもの。コピーは不可) 1点又は2点。* 5ページ参照	○	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)
前回発行の旅券 (期限切れ又は有効な旅券)	○ (期限切れの旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)
(住民票 1通) * 居所申請の場合等には必要	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要

※上記以外の申請等については、内容に応じて必要な書類が異なりますので、各窓口にお問い合わせください。

- 注 1** 申請書(用紙は各窓口にあります。又は、外務省ホームページ「パスポート申請書ダウンロード」よりダウンロードできます。)
- 新規申請の場合、10年用と5年用があります。18歳未満の方は5年用となり、また、法定代理人の同意・署名が必要です。
- 2** 戸籍謄本(提出の日前6ヶ月以内に作成されたもの)
- 有効期間内に新しい旅券に切り替える方で、前回旅券から氏名、本籍の都道府県名に変更がない場合は、戸籍謄本の提出を省略できます。
 - 同一戸籍内の2名以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本を1通提出とすることができます。
- 3** 旅券の有効期間内に申請する場合
- 旅券の残存有効期間が1年未満となったとき、旅券の査証欄に余白がなくなったとき、追記欄に記載事項の訂正がタイプ印字された旅券の切替申請を希望するときには、新規申請をすることができます。これらの場合、残存期間は切り捨てとなります。
 - 旅券の査証欄に余白がなくなったときは、残存有効期間同一旅券の申請をすることもできます。
- 4** 氏名や本籍地の都道府県名が変更になった場合
- 新規申請又は残存有効期間同一旅券の申請が必要です。新規申請の場合、残存期間は切り捨てとなります。
 - 残存有効期間同一旅券は、その有効期間満了日が持参(返納)していただく有効旅券の有効期間満了日と同一となる旅券です。
- 5** 前回発行の旅券
- 有効期間が残っている場合は、有効な旅券を持参しないと申請できません。新しい旅券を受領する際に、返納していただきます。有効な旅券を紛失した場合は、窓口までお問い合わせください。
 - 前回の旅券は失効している場合でも申請時にお持ちください。失効している旅券を紛失した場合はその旨お申し出ください。※前回旅券は失効処理をして返却します。
- 6** 住民票
- 茨城県内に住民登録のある方は、原則として、住民票の提出は不要です。ただし、住民票を異動した当日等の申請の場合で住民基本台帳ネットワークシステムによる確認ができないときには住民票の提出が必要です。
 - 居所での申請が認められる方は、住民票と居所が確認できる書類が必要です。また、本人申請となります。

受領について

■旅券の受領は、年齢に関わりなく、必ず**本人**がおいでください。

なお、受領の際は、①申請時にお渡しした旅券引換書(受理票) ②所定の手数料(収入印紙と茨城県収入証紙) ③申請時に有効な旅券を持参した方は**当該旅券**をお持ちください。

※旅券は発行日から6ヶ月以内に受領しないと失効しますのでご注意ください。なお、受領されずに失効した場合、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際の手数料が通常より高くなります。

申請の区分 (年齢は5ページ参照)	手数料額	内 訳		手数料額 ※に該当する場合	内 訳	
		収入印紙	茨城県収入証紙		収入印紙	茨城県収入証紙
10年旅券(18歳以上)	16,000円	14,000円	2,000円	22,000円	18,000円	4,000円
5年旅券(12歳以上)	11,000円	9,000円	2,000円	17,000円	13,000円	4,000円
5年旅券(12歳未満)	6,000円	4,000円	2,000円	12,000円	8,000円	4,000円
残存有効期間同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円			

■受付できない写真

- ・顔の一部(目や顔の輪郭など)が頭髪やヘアバンド、衣服などで隠れているもの
- ・顔が左右に傾いているもの、顔が横向きのもの、顔の位置が片寄っているもの
- ・背景が柄模様や色の濃いもの、背景に異物が写り込んでいるもの
- ・頭や髪、服装等と背景の境界が不明瞭なもの
- ・カラーコンタクトレンズや瞳のフチを広げるコンタクトを使用しているもの
- ・意図的にフラッシュやライトの形状が瞳に写り込んだもの
- ・フラッシュなどにより瞳が赤くなったもの
- ・色付きの眼鏡やサングラス、眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているもの
- ・顔や背景に影のあるもの
- ・ピンぼけや手ぶれにより不鮮明なもの、てかりやムラがあるもの
- ・画像加工や画像処理をしてあるもの(美白処理やホクロ修正、背景加工、左右反転など)
- ・ノイズ(画像の乱れ)が発生しているもの、ジャギー(階段状のギザギザ模様)や印刷時のドット(網状の点)、インクのにじみがあるもの
- ・そのほか適当でないと判断されるもの

※ボックス写真を利用する場合や自宅でプリントする場合はご注意ください。

○旅券写真について

- ・旅券は海外において唯一の身分証明書であり、旅券用写真は本人確認を行う上で非常に重要です。そのため、所持人の特徴を変えたり、隠したりするものを装着した写真は不適切です。詳しくは窓口にお問い合わせください。

○メガネの着用について

- ・メガネを着用した写真は、フレームや照明の反射が目にかかっているために撮り直しをお願いすることが多いのでご注意ください。
- ・より確実な本人確認のため、メガネを外した顔写真を推奨します。

○乳幼児の撮影について

- ・補助者の身体の一部が写り込んでいる場合や目を閉じている場合は不適當です。座れない場合は、無地で淡い色のシーツなどに寝かせて真上から撮影した写真でも問題ありません。

氏名のローマ字表記について

■ローマ字表記は、ヘボン式ローマ字が原則です。

〈ヘボン式ローマ字の一覧表〉

あ	A	い	I	う	U	え	E	お	O
か	KA	き	KI	く	KU	け	KE	こ	KO
さ	SA	し	SHI	す	SU	せ	SE	そ	SO
た	TA	ち	CHI	つ	TSU	て	TE	と	TO
な	NA	に	NI	ぬ	NU	ね	NE	の	NO
は	HA	ひ	HI	ふ	FU	へ	HE	ほ	HO
ま	MA	み	MI	む	MU	め	ME	も	MO
や	YA			ゆ	YU			よ	YO
ら	RA	り	RI	る	RU	れ	RE	ろ	RO
わ	WA	ゐ	I			ゑ	E	を	O

が	GA	ぎ	GI	ぐ	GU	げ	GE	ご	GO
ざ	ZA	じ	JI	ず	ZU	ぜ	ZE	ぞ	ZO
だ	DA	ぢ	J I	づ	ZU	で	DE	ど	DO
ば	BA	び	BI	ぶ	BU	べ	BE	ぼ	BO
ぱ	PA	ぴ	PI	ぷ	PU	ぺ	PE	ぽ	PO

ん	N	B・M・Pの直前はM	※下記参照
---	---	------------	-------

きゃ	KYA	きゅ	KYU	きょ	KYO
しゃ	SHA	しゅ	SHU	しよ	SHO
ちゃ	CHA	ちゅ	CHU	ちよ	CHO
にゃ	NYA	にゅ	NYU	にょ	NYO
ひゃ	HYA	ひゅ	HYU	ひよ	HYO
みゃ	MYA	みゅ	MYU	みよ	MYO
りゃ	RYA	りゅ	RYU	りよ	RYO

ぎゃ	GYA	ぎゅ	GYU	ぎょ	GYO
じゃ	JA	じゅ	JU	じょ	JO
びゃ	BYA	びゅ	BYU	びょ	BYO
ぴゃ	PYA	ぴゅ	PYU	ぴょ	PYO

						シェ	SHIE		
						チェ	CHIE		
		ティ	TEI						
		ニィ	NII			ニェ	NIE		
ファ	FUA	フィ	FUI			フェ	FUE	フォ	FUO
						ジェ	JIE		
		ディ	DEI	デュ	DEYU				
		ウィ	UI			ウエ	UE	ウオ	UO
ヴァ	BUA 又は BA	ヴィ	BUI 又は BI	ヴ	BU	ヴェ	BUE 又は BE	ヴォ	BUO 又は BO

*「ヴァ:VA」「ヴィ:VI」「ヴ:VU」「ヴェ:VE」「ヴォ:VO」はヘボン式ローマ字ではありません。当該表記を希望する場合には窓口にお問い合わせください(下記参照)。

次のものは誤りやすいのでご注意ください。

撥音: B・M・Pの前にはNではなく、Mをおく。
(例) なんば NAMBA ほんま HOMMA さんぺい SAMPEI

促音: 子音を重ねる
(例) はっとり HATTORI きっかわ KIKKAWA
ただし、チ(CHI)、チャ(CHA)、チュ(CHU)、チョ(CHO)音に限り、その前にTを加える。
(例) しっち SHITCHI きっちょう KITCHO

長音: 記入しない
(例) おおた OTA ようこ YOKO はにゅう HANYU

※家族の姓の表記が異なると海外で同一家族と扱われない場合があるのでご注意ください。

※ヘボン式ローマ字以外の表記を希望される方は、表記を確認できる書類が必要な場合もありますので、事前に窓口にお問い合わせください。

(例) 鈴木さんがJAMESさんと結婚し、戸籍を「ジェームズ」とした場合 JIEMUZU→JAMES

※旧姓、別姓又は別名(外国籍の配偶者の姓等)の併記を希望される方は、旧姓、別姓又は別名が確認できる書類が必要になります。状況によって必要書類が異なりますので、事前に窓口にお問い合わせください。

(例) 鈴木さんがJAMESさんと結婚し、戸籍は「鈴木」のままの場合 SUZUKI(JAMES)

姓又は名の後に、括弧書きで旧姓、別姓又は別名を併記します。ただし、ICチップのデータには入りません。

※旅券と航空券等の氏名表記が1字でも違っている場合には航空機等への搭乗ができないので、ご注意ください。

※一度旅券の発給を受けると旅券面記載のローマ字氏名表記は外務大臣が特に必要と認める場合を除き変更できません。

申請者本人を確認できる書類

■ 次の書類を提示してください。(現に有効なもの。コピーは不可。)提示できない場合には事前に窓口にお問い合わせください。

※氏名・生年月日・性別・ふりがな・住所・本籍など記載事項が申請書の記載内容と一致しているものに限り、

※別途記載のない限り、有効期間のある書類については当該有効期間中であるものに限り、

※写真付きでない住民基本台帳カード及び個人番号通知カードは、申請者本人を確認できる書類には該当しませんので、ご注意ください。

(1) 1つの書類で本人を確認できるもの(写真を貼ったもの)

日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものを含む)、運転免許証、個人番号カード、船員手帳、小型船舶操縦免許証、海技免状、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、教習資格認定証(猟銃)、合格証明書(警備員)、官公庁(独立行政法人、特殊法人及び官公庁の共済組合を含む)の職員身分証明書(写真が貼ってあるもの)、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)

※写真付き住民基本台帳カードはその有効期間が満了するか、新しく個人番号カードの交付を受けるまで従来どおり「1つの書類で本人を確認できるもの」として取り扱います。

(2) 2つの書類を必要とするもの((1)の書類が提示できない場合)

①と② (例)健康保険証+会社の身分証明書(写真を貼ったもの)

①と① (例)健康保険証+厚生年金証書(手帳)

※②と②では受付できません。

①	健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険の被保険者証、国民年金証書(手帳)、基礎年金番号通知書、厚生年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書(提出の日前6ヶ月以内に作成されたもの。世帯主の印鑑登録証明書を本人確認書類として提出する場合には、世帯主及び申請者が記載された住民票が必要)+実印、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、中国残留邦人等支援給付の本人確認証
②	次のうち写真が貼ってあり、上記①の書類と組み合わせると本人と確認できるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書、失効した日本国旅券、身体障害者手帳(顔等が確認できるもの)

※乳幼児、小学生の場合は、健康保険証+母子手帳でも可能です。

申請に係る注意事項

■ 未成年者及び成年被後見人が申請する場合

●親権者(父又は母)又は後見人が、申請書の裏面の「法定代理人署名」欄に署名してください。代筆では受付できません。後見人の氏名等が戸籍で確認できないときは、後見登記に関する登記事項証明書を提示いただきます。

なお、親権者又は後見人が国外又は県外の遠隔地にいるために法定代理人の署名ができない場合は、親権者又は後見人が作成した「旅券申請同意書」(用紙は窓口にあります)と郵送された封筒が必要となりますので、窓口にご相談ください。

■ 申請者が指定した代理人(引受人)が申請書類を提出する場合

●旅券の申請は、一定の条件の下に、代理の方が提出できます。

(有効旅券を紛失・焼失した方、居所申請の方、一時帰国者、旅券が損傷している方、「刑罰等関係」欄に該当する方等は、直接ご本人に事情をお尋ねする必要がありますので、代理での提出ができません。)

●代理提出の場合、事前に申請書を入手し、申請者本人及び引受人本人に所定の事項を記入していただくことが必要です。次のことに注意してください。

(1) 申請書表面の「所持人自署」欄及び「刑罰等関係」欄は申請者本人が記入してください。

(2) 申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」の様式部分に、必ず申請者本人が「申請者記入」欄に引受人の氏名、住所、関係を記入してください。また、引受人(代理提出者)は「引受人記入」欄に連絡先電話番号、生年月日を記入してください。

(3) 提出の際には、申請者本人を確認できる書類に加えて、引受人(代理提出者)本人を確認できる書類が上記「申請者本人を確認できる書類」の中から、1つ必要となりますので、お持ちください。

●多くの方の申請書を代理で提出する場合は事前に窓口への連絡をお願いします。

■ 令和5年3月27日以降に旅券を申請して受領しなかった場合

●令和5年3月27日以降に旅券を申請したものの発行後6ヶ月以内に受領せず、当該旅券が失効した場合は、失効後5年以内に新たな旅券の申請をする際の手数料が通常より高くなりますので、ご注意ください。

■ 有効旅券を紛失・損傷された方、居所申請の方、一時帰国者等の場合

●1ページに記載された書類のほかに必要な書類があります。事前に窓口までお問い合わせください。

■ 「刑罰等関係」欄に該当する場合

●申請書の「刑罰等関係」欄に該当する方は、外務省の審査が必要となりますので、茨城県旅券室までお問い合わせください。この場合、審査には1~2ヶ月程度を要し、また、審査の結果旅券が発給されない場合もありますので、ご注意ください。

■ 印鑑は原則不要

●申請者本人を確認できる書類として「印鑑登録証明書」(提出の日前6ヶ月以内に作成されたもの)を提出される場合は「登録印」(実印)も必要となりますので、申請の際にお持ちください。

■ 年齢

●申請日における年齢は、「年齢計算ニ関スル法律」に基づき、誕生日の前日に1歳加算されます。

このため、18歳の誕生日の前日に申請する方は、10年用旅券の申請もできます。また、12歳の誕生日の前日に申請する方は、申請手数料の額が6,000円ではなく11,000円となります。

■ 旅券番号

●申請のたびに旅券番号は変わります。

●受領の際に記載事項等に間違いがないか確認していただいたうえで旅券番号は確定するので、事前にお知らせすることはできません。

市町村窓口の所在地・電話番号

市 町 村	取 扱 窓 口	所 在 地	電話番号(代表)
水 戸 市	水戸市パスポートセンター	水戸市三の丸1-5-38(茨城県三の丸庁舎内1F)	029-232-0250
日 立 市	市民課	日立市助川町1-1-1	0294-22-3111
土 浦 市	市民課	土浦市大和町9-1	029-826-1111
古 河 市	古河庁舎市民総合窓口室	古河市長谷町38-18(古河庁舎)	0280-22-5111
石 岡 市	市民課	石岡市石岡1-1-1	0299-23-1111
結 城 市	市民課	結城市中央町2-3	0296-32-1111
龍 ヶ 崎 市	市民窓口課	龍ヶ崎市3710	0297-64-1111
下 妻 市	市民課	下妻市本城町3-13	0296-43-2111
常 総 市	市民課	常総市水海道諏訪町3222-3	0297-23-2111
常 陸 太 田 市	市民課	常陸太田市金井町3690	0294-72-3111
高 萩 市	市民課	高萩市本町1-100-1	直0293-23-2116
北 茨 城 市	市民課	北茨城市磯原町磯原1630	0293-43-1111
笠 間 市	市民課	笠間市中央3-2-1	0296-77-1101
取 手 市	市民課	取手市寺田5139	0297-74-2141
牛 久 市	総合窓口課	牛久市中央3-15-1	029-873-2111
つ く ば 市	市民窓口課	つくば市研究学園1-1-1	029-883-1111
ひ ち ち な か 市	市民課	ひたちなか市東石川2-10-1	029-273-0111
鹿 嶋 市	総合窓口課	鹿嶋市大字平井1187-1	0299-82-2911
潮 来 市	市民課	潮来市辻626	0299-63-1111
守 谷 市	総合窓口課	守谷市大柏950-1	0297-45-1111
常 陸 大 宮 市	市民課	常陸大宮市中富町3135-6	0295-52-1111
那 珂 市	市民課	那珂市福田1819-5	029-298-1111
筑 西 市	市民課	筑西市丙360	0296-24-2111
坂 東 市	市民課	坂東市岩井4365	0297-35-2121
稲 敷 市	市民窓口課	稲敷市犬塚1570-1	029-892-2000
か す み が う ら 市	市民課	かすみがうら市上土田461(千代田庁舎)	0299-59-2111
桜 川 市	市民課	桜川市岩瀬64-2(岩瀬庁舎)	0296-75-3111
神 栖 市	市民課	神栖市溝口4991-5	0299-90-1140
行 方 市	総合窓口課	行方市麻生1561-9(麻生庁舎)	0299-72-0811
鉾 田 市	市民課	鉾田市鉾田1444-1	0291-33-2111
つ く ば み ら い 市	市民窓口課	つくばみらい市福田195(伊奈庁舎)	0297-58-2111
小 美 玉 市	市民課	小美玉市堅倉835	0299-48-1111
茨 城 町	町民課	東茨城郡茨城町大字小堤1080	029-292-1111
大 洗 町	住民課	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	029-267-5111
城 里 町	町民課	東茨城郡城里町大字石塚1428-25	029-288-3111
東 海 村	住民課	那珂郡東海村東海3-7-1	029-282-1711
大 子 町	町民課	久慈郡大子町大字北田気662	0295-72-1112
美 浦 村	住民課	稲敷郡美浦村大字受領1515	029-885-0340
阿 見 町	町民課	稲敷郡阿見町中央1-1-1	029-888-1111
河 内 町	町民課	稲敷郡河内町源清田1183	0297-84-2111
八 千 代 町	戸籍住民課	結城郡八千代町大字菅谷1170	0296-48-1111
五 霞 町	町民税務課	猿島郡五霞町小福田1162-1	0280-84-1111
境 町	住民課	猿島郡境町391-1	0280-81-1303
利 根 町	住民課	北相馬郡利根町大字布川841-1	0297-68-2211

※申請受付・交付(受領)時間、取扱い窓口については上記にお問い合わせください。

緊急発給などの申請・交付の窓口

窓 口	【取り扱う申請】
茨城県旅券室 水戸市三の丸1-5-38 (茨城県三の丸庁舎1F) TEL 029(226)5023 JR水戸駅 北口 徒歩10分	<p>緊急発給(海外で親族が病気事故で死亡、緊急入院等の理由による渡航の場合)などでの申請・交付のみを取扱います。</p> <p>事実確認の書類が必要ですので、該当の場合には、必ず事前にご連絡ください。</p> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日 午前9:00～午後4:45 *土・日曜日、祝・休日及び年末年始(12/29～1/3)は休みです。</p>

参 考 ホ ム ペ ー ジ

- 茨城県旅券室ホームページ <https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/kokusai/tabunka/pass/passport.html>
- 外務省 パスポートPassport A to Z <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>
- 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp>
- 外務省 パスポート申請用写真の規格 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html
- 外務省 旅券用提出写真についてのお知らせ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100171389.pdf>